

教職員の懲戒処分の特例に関する要綱

- 1 川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）による職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）は、別に定める「教育委員会における懲戒処分について」の一般的な標準例（以下「一般標準例」という。）によるものであるが、市立学校の教職員（以下「教職員」という。）については、その職責が市民の負託に基づく高潔性と信頼性を基本とする特殊性に鑑み、この要綱により、特に厳正な処分を行う必要のある事由について一般標準例の特例（以下「特例標準例」という。）を定めるものである。
- 2 委員会は、次の区分により別表の特例標準例を適用し、教職員の処分を決定するものとする。
 - ア 校長、副校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、講師及び実習助手
「1 わいせつ行為 セクシュアル・ハラスメント等」、「2 体罰等」
 - イ 学校事務職員（高等学校に勤務する職員にあっては、一般事務職員）、学校栄養職員、学校用務員、学校給食調理員及び介助員
「1 わいせつ行為 セクシュアル・ハラスメント等」

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成15年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日以前に生じた事件の処分については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成16年6月14日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日以前に生じた事件の処分については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成18年9月26日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日以前に生じた事件の処分については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成19年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前に生じた事件の処分については、なお従前の例による。